

九十九里町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月2日

九十九里町長

浅岡 厚

九十九里町規則第17号

九十九里町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

九十九里町指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年九十九里町規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」を「通知」に改め、同条第1項を次のように改める。

町長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の59第1項及び児童福祉法施行規則第25条の26の6第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

第3条を次のように改める。

（指定の更新の通知等）

第3条 前条の規定は、指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者の指定の更新の申請等について準用する。この場合において、同条第1項中「第34条の59第1項」とあるのは「第34条の59第3項」と、「第25条の26の6第1項」とあるのは「第25条の26の6第3項」と、「指定の」とあるのは「指定の更新の」と、同条第2項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（廃止の届出等）

第4条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の60第2項及び第3項並びに児童福祉法施行規則第25条の26の7第2項及び第3項の規定による届出は、別記様式により行うものとする。

様式第1号及び様式第2号を削る。

様式第3号中「第3条」を「第4条」に改め、同様式（様式1）から（様式10）までを削り、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。